

大阪府警察本部からのお願い

平成29年の道路交通法の一部改正で新設されました「準中型免許」につきましては、施行から約5年が経過しましたが、依然として普通免許のみで準中型自動車等を運転するという、無免許運転事案が散見されます。

また、無免許運転事案の中には、事業所の事業主等が、従業員の普通免許を確認しているにも関わらず、事業主等の免許制度の認識不足、車両の重量等の確認不足により、事業主等が従業員に対して、誤った教示をする事案も見受けられます。

これら無免許運転事案は、普通免許保有者が自身の持つ技能を超える最大積載量や車両重量の車両を運転する危険な行為で、重大事故に直結する危険性が高いものであります。

つきましては、今一度、

○従業員等の免許種別の確認

○使用車両の最大積載量、車両総重量の確認

○各種別免許での運転可能車両の可否の判断 等を徹底していただき、同種事案の再発防止に努めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

免許の種類と運転可能な車両区分

18歳から取得可能な準中型自動車免許を新設

改正

平成29年3月12日施行

車両総重量

3.5トン

7.5トン

11トン

普通自動車
普通免許

18歳以上

準中型自動車
準中型免許

18歳以上

中型自動車
中型免許

20歳以上

普通免許等保有通算2年以上

大型自動車
大型免許

21歳以上

普通免許等保有通算3年以上

ドライバーの
運転可能な車両区分を確認しよう!



免許取得時期	免許の種類	車両総重量	最大積載量
平成19年 6月1日まで	普通 (現在は「8トン限定中型免許」)	8トン未満	5トン未満
	大型	8トン以上	5トン以上
平成19年 6月2日 ～ 平成29年 3月11日まで	普通 (平成19年6月2日から平成29年3月11日までの間に普通免許を取得した場合は「5トン限定準中型免許」)	5トン未満	3トン未満
	中型	5トン以上11トン未満	3トン以上6.5トン未満
	大型	11トン以上	6.5トン以上
平成29年 3月12日以降	普通	3.5トン未満	2トン未満
	準中型	3.5トン以上7.5トン未満	2トン以上4.5トン未満
	中型	7.5トン以上11トン未満	4.5トン以上6.5トン未満
	大型	11トン以上	6.5トン以上



公益社団法人
全日本トラック協会

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関